

# 福岡県公報

平成二十七年十二月二十五日  
第三千七百五十五号  
増刊 ①

## 目次

○福岡県行政不服審査会条例 (行政経営企画課) ……………四	○福岡県行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (行政経営企画課) ……………五	○福岡県制条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………一〇	○福岡県職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ……………一一	○福岡県特別職の職員給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………三七	○福岡県公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課) ……………三七	○福岡県職員の退職管理に関する条例 (人事課) ……………三八	○福岡県税条例等の一部を改正する条例 (税務課) ……………三八	○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例 (税務課) ……………四一	○福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村支援課) ……………四三	○電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例を廃止する条例 (情報政策課) ……………四四	○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例 (情報政策課) ……………四四	○福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (社会活動推進課) ……………四九	○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (社会活動推進課) ……………四九
-----------------------------------	---	------------------------------------	--	--	---	------------------------------------	-------------------------------------	--	---	--	---	---	--

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………九三	○筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例 (警察本部運転免許試験課) ……………九六	○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………九一	○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………九一	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………六九	○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………六八	○福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部を改正する条例 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………六八	○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………五三	○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁企画調整課) ……………五一	○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (教育庁企画調整課) ……………五一	○福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (男女共同参画推進課) ……………五一	○福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (男女共同参画推進課) ……………五一	○福岡県行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、福岡県職員の給与に関する条例等の規定を整備することとした。	○福岡県行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (総務部行政経営企画課) ……………
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	---	--	---

## 公布された条例のあらまし

### ◇福岡県行政不服審査会条例

(総務部行政経営企画課)

1 行政不服審査法の制定に伴い、福岡県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行することとした。

### ◇行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(総務部行政経営企画課)

1 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、福岡県職員の給与に関する条例等の規定を整備することとした。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部 行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒 812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目 6 番 1 号 株式会社ドミックスコーポレーション (電話 092-431-4061)

2 この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行することとした。

◇福岡県部制条例の一部を改正する条例

（総務部人事課）

1 心豊かで活力に満ちた福岡県を目指し、その基盤となる安全で質の高い生活の実現及び子ども・若者をはじめとしたこれからの地域社会を支える人づくりを推進するとともに、県の国際関連施策に関する総合調整機能の強化を図るため、企画・地域振興部及び新社会推進部を再編し、企画・地域振興部及び人づくり・県民生活部とし、あわせてその分掌事務の明確化を図ることとした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（総務部人事課）

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十七年十月五日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の給料表、期末・勤勉手当等の改定を行うとともに、人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第一条中福岡県職員の給与に関する条例第二十二條第一項の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（総務部人事課）

1 一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定することとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、平成二十七年六月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例

（総務部人事課）

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定に伴い、福岡県職員の給与に関する条例等の規定を整理することとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職員の退職管理に関する条例

（総務部人事課）

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県税条例等の一部を改正する条例

（総務部税務課）

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定により、地方税における猶予制度の見直しが行われたことに伴い、徴収猶予及び換価の猶予に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例

（総務部税務課）

1 地域再生法第五条第十六項の認定を受けた福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画に掲げる地方活力向上地域において、本社機能の誘致を促進するため、地方税法第六条第二項の規定に基づき、事業税及び不動産取得税の不均一の課税をするに関し必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（企画・地域振興部市町村支援課）

1 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定に伴い、同条例

別表第一に掲げる事務における効率的な情報の管理及び利用並びに県民の利便性の向上を図るため、当該事務の遂行に知事保存本人確認情報を利用し、又は知事以外の執行機関に当該情報の提供するために必要な事項を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定（別表第二の改正規定中「（第三条関係）」を「（第四条関係）」に改める部分を除く。）は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例を廃止する条例

（企画・地域振興部情報政策課）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正により、指定認証機関制度が廃止され、電子証明書の発行等の事務を地方公共団体情報システム機構が行うものとされたことに伴い、電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例を廃止することとした。
- 2 一 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例

（企画・地域振興部情報政策課）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、効率的な情報の管理及び利用並びに県民の利便性の向上を図るため、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。ただし、第三条第一項（別表第一及び別表第二に係る部分に限る。）、第二項及び第四項、第四条並びに別表第一から別表第三までの規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内に

において規則で定める日から施行することとした。

◇福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

（新社会推進部社会活動推進課）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（新社会推進部社会活動推進課）

- 1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、特定非営利活動促進法に基づく知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（新社会推進部男女共同参画推進課）

- 1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定により、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（教育庁企画調整課）

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律の制定により、新たな学校の種類として義務教育学校が創設されたこと等に伴い、地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の規定を整理することとした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（教育庁教職員課）

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十七年十月五日付けの給与等に関

する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の給料表及び勤勉手当の改定を行うとともに、人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二十一条第一項の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部を改正する条例

(教育庁体育スポーツ健康課)

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律の制定により新たな学校の種類として義務教育学校が創設されたこと及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の制定により年少射撃資格者の年齢の要件が緩和されたことに伴い、福岡県立総合射撃場の利用料金の区分を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十七年十月五日付けの給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の給料表及び勤勉手当の改定を行うとともに、人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二十一条第一項の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 三 関係条例の一部を改正することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の制定により、特定遊興飲食店営業に関する規定及び風俗環境保全協議会に関する規定が整備されたこと等に伴い、新たに特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域及び風俗環境保全協議会を置く地域等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の制定及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、特定遊興飲食店営業の許可に関する事務が新設されたこと等に伴い、当該許可の申請に対する審査等に係る手数料について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十八年三月二十三日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、同年六月二十三日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

◇筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例

(警察本部運転免許試験課)

- 1 自動車の運転免許を新たに取得しようとする者等に対し、運転の練習の場として筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースを開放することに伴い、その使用料の徴収について必要な事項を定めることとした。
- 2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

福岡県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十八号

福岡県行政不服審査会条例

(趣旨)

- 第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第四項の規定に基づき、福岡県行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

**第二条** 審査会は、委員九人以内で組織する。

## (委員)

**第三条** 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (委員の身分保障)

**第四条** 委員は、審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

## (委員の服務)

**第五条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

## (会長)

**第六条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(専門委員)

**第七条** 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第五条第一項の規定は、専門委員について準用する。

## (合議体)

**第八条** 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

## (議事)

**第九条** 前条第一項の合議体はこれを構成する全ての委員の、前条第二項の合議体は過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 前条第一項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 前条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利益に関係する議事に参与することができない。

## (補則)

**第十条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## (罰則)

**第十一条** 第五条第一項(第七条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附則

この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。  
平成二十七年十二月二十五日

## 福岡県条例第四十九号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部

福岡県知事 小川 洋

を次のように改正する。

第二十一条の第三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第二条** 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（福岡県行政手続条例の一部改正）

**第三条** 福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

（福岡県情報公開条例の一部改正）

**第四条** 福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第二条第二項中「をいう。以下同じ」を「をいう。第十六条第二項において同じ」に改める。

第十五条第一項中「第二十条」を「第二十条第二項」に改め、同条第三項中「第十九条及び」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求等

第十九条を次のように改める。

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

**第十九条** 実施機関のうち、知事、議会、公営企業の管理者、県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等に対してなされた開示決定等又は開示請求に係る

る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条の二を削る。

第二十条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「第十九条（前条において準用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十条の次に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）

**第二十条の二** 県が設立した地方独立行政法人若しくは福岡県住宅供給公社等が行った開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは福岡県住宅供給公社等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人又は福岡県住宅供給公社等に対し、行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十二條第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  
 第二十三條中「第十九條」を「第二十條第一項」に改める。  
 第二十四條第二号中「第十九條（第十九條の二）」を「第二十條第一項（第二十條の二）」に改める。

第二十五條第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十六條第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同條第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十九條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同條第一項を次のように改める。

審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第二十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十條中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十一條中「第十九條」を「第二十條第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（福岡県個人情報保護条例の一部改正）

**第五條** 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第二條第四号中「をいう。以下同じ」を「をいう。次條第五項、第二十二條第二項、第七十條及び七十二條において同じ」に改める。

第二十一條第一項中「第四十一條」を「第四十一條第二項」に改め、同條第三項中「第四十條及び」を削る。

第三章第四節の節名を次のように改める。

#### 第四節 審査請求等

第四十條を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第四十條** 実施機関のうち、知事、議会、公営企業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人に対してなされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九條第一項本文の規定は、適用しない。

第四十條の二を削る。

第四十一條の見出しを「（審議会への諮問）」に改め、同條中「第四十條（前條において準用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同條第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同條第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同條第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十一条の次に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

**第四十一条の二** 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

第四十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第四十四条中「第四十条」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十一条第二項第二号中「第四十条（第四十条の二）」を「第四十一条第一項（第四十一条の二）」に改める。

第五十六条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第五十八条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十九条及び第六十条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第六十一条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項を次のように改め

る。

審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第六十二条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「により鑑定」を「による鑑定」に、「により閲覧をさせよう」とを「による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしよう」とに、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第六十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十四条中「第四十条」を「第四十一条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七十条中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第六条** 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（福岡県立公文書館条例の一部改正）

**第七条** 福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

## 第三章 審査請求等

第三章第一節中第十三条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第十二条の二** 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十三条第一項を次のように改める。

利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県特定歴史公文書利用審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第十三条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十四条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。)」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等」を「審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第十六条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十八条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十九条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不

服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十条及び第二十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十二条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項を次のように改める。

審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

第二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十四条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

**第八条** 附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部福岡県自治紛争処理委員の項中「同法の規定による」を「同法第四百十三条第三項(第八十條の五第八項及び第八十四條第二項において準用する場合を含む。)」の「に」、「再審査請求」を「又は同法の規定による」に、「又は審査」を「若しくは審査」に改める。

(福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第九條 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二 人事委員会の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第十條 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第十一條 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

福岡県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十号

福岡県部制条例の一部を改正する条例

福岡県部制条例（昭和三十二年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

第三条中

「企画・地域振興部

一 県政の総合企画、調査及び連絡調整に関する事項

- 二 地域の振興に関する事項
  - 三 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
  - 四 統計に関する事項
- 新社会推進部

- 一 県民の社会活動の推進に関する事項
- 二 県民文化及びスポーツに関する事項
- 三 青少年の健全育成、男女共同参画その他の県民生活に関する事項
- 四 国際交流に関する事項

「企画・地域振興部

- 一 県政の総合企画、調査及び連絡調整に関する事項
  - 二 地域の振興に関する事項
  - 三 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
  - 四 統計に関する事項
  - 五 国際化の推進に関する事項
- 人づくり・県民生活部

- 一 県民の社会活動、文化、スポーツ、男女共同参画その他の県民生活に関する事項
- 二 私立学校の振興、青少年の健全育成その他の人づくりに関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。  
第二章第一節の二の節名を次のように改める。

第一節の二 人づくり・県民生活部に属する公の施設

(福岡県生涯学習審議会条例の一部改正)

3 福岡県生涯学習審議会条例(平成五年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

(福岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

4 福岡県スポーツ推進審議会条例(平成二十四年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第五十一号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第一号中「三十万七千九百円」を「三十万八千七百円」に改め、

同項第三号中「三万二百円」を「三万四百円」に改める。

第二十二條第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		

	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
再任職員以外の職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600				
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300				
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600				
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800				
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000				
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300				
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600				
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800				
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000				
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300				
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600				
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800				
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000				
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					

93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
94		293,600	341,400	380,200	392,100					
95		294,000	341,900	380,600	392,400					
96		294,400	342,300	381,000	392,600					
97		294,600	342,400	381,300	392,800					
98		294,900	342,900	381,700	393,100					
99		295,300	343,300	382,100	393,400					
100		295,700	343,600	382,400	393,600					
101		295,900	343,900	382,700	393,800					
102		296,200	344,300	383,100	394,100					
103		296,600	344,700	383,400	394,400					
104		296,900	345,100	383,700	394,600					
105		297,100	345,600	384,000	394,800					
106		297,400	346,000	384,300						
107		297,800	346,400	384,600						
108		298,100	346,800	384,900						
109		298,300	347,300	385,200						
110		298,700	347,700	385,500						
111		299,100	348,000	385,800						
112		299,400	348,300	386,100						
113		299,500	348,800	386,300						
114		299,800		386,600						
115		300,100		386,900						
116		300,500		387,100						
117		300,700		387,300						
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第 2 (第 6 条関係) 医療職給料表

## イ 医療職給料表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100

再任職員以外の職員

45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		

	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、本庁、医療機関等（病院、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等をいう。以下同じ。）に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100	
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500	

再任  
職員  
以外  
の  
職員

45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,600	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,800	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,100	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,600	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	406,800	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,100	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,400	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,600	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	407,800	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	408,100	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	408,400	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	408,600	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	408,800	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100	386,600		
87		288,500	324,400	345,400	387,000		
88		288,700	324,800	345,700	387,400		
89		289,100	325,200	346,100	387,700		
90		289,300	325,600	346,400	388,100		
91		289,500	326,000	346,800	388,500		
92		289,700	326,400	347,100	388,800		

93		290, 100	326, 700	347, 500	389, 100			
94		290, 300	326, 900	347, 800	389, 500			
95		290, 500	327, 300	348, 100	389, 800			
96		290, 800	327, 600	348, 400	390, 100			
97		291, 200	327, 800	348, 700	390, 400			
98		291, 500	328, 100	349, 100	390, 700			
99		291, 700	328, 400	349, 500	391, 000			
100		292, 000	328, 700	349, 900	391, 300			
101		292, 300	328, 900	350, 400	391, 600			
102		292, 500	329, 200	350, 800				
103		292, 700	329, 600	351, 200				
104		293, 000	329, 800	351, 600				
105		293, 300	329, 900	352, 100				
106			330, 200					
107			330, 600					
108			330, 800					
109			331, 000					
110			331, 400					
111			331, 800					
112			332, 200					
113			332, 400					
再任用職員	187, 500	214, 100	242, 300	255, 700	280, 900	321, 600	363, 800	425, 300

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300

	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	429,900
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	430,200
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	430,500
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	430,800
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	431,100
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	431,400
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	431,700
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	432,000
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	

再任職員以外の職員

93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,200
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,600
97	283,200	315,800	348,900	366,500	392,900
98	284,000	316,100	349,300	367,000	393,300
99	284,600	316,700	349,800	367,500	393,700
100	285,500	317,400	350,200	368,000	394,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600	394,300
102	287,100	318,400	351,100	369,100	394,700
103	287,900	319,000	351,600	369,600	395,000
104	288,700	319,600	352,000	370,000	395,300
105	289,400	320,000	352,300	370,600	395,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100	395,900
107	290,400	321,000	353,200	371,600	396,200
108	290,900	321,500	353,500	372,100	396,500
109	291,100	321,900	354,000	372,700	396,800
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500	375,200	
115	292,900	324,100	357,000	375,700	
116	293,200	324,400	357,400	376,100	
117	293,500	324,600	357,800	376,500	
118	293,800	324,900	358,200	376,900	
119	294,100	325,300	358,700	377,300	
120	294,500	325,500	359,200	377,700	
121	294,800	325,700	359,600	378,100	
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			

141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 6 条関係) 研究職給料表

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

再任職員以外の職員

45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400	438,600	
75	261,600	318,500	388,000	439,100	
76	262,900	319,600	388,700	439,600	
77	264,000	320,700	389,400	440,000	
78	265,200	321,700	390,000	440,500	
79	266,500	322,600	390,600	440,900	
80	267,700	323,500	391,200	441,300	
81	269,100	324,600	391,800	441,700	
82	270,400	325,400	392,400	442,100	
83	271,700	326,100	393,000	442,500	
84	272,900	326,900	393,600	442,900	
85	274,100	327,400	394,100	443,200	
86	275,200	327,900	394,600	443,600	
87	276,500	328,400	395,100	443,900	
88	277,700	328,900	395,800	444,200	
89	278,700	329,200	396,200	444,500	
90	279,900	329,700			
91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			

93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200	339,100			
111	295,500	339,600			
112	295,800	340,000			
113	296,100	340,500			
114	296,400	340,900			
115	296,700	341,400			
116	297,000	341,800			
117	297,300	342,300			
118	297,700	342,700			
119	298,000	343,100			
120	298,400	343,500			
121	298,700	343,900			
再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第二条** 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中福岡県職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第二十二條第一項の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 **第一条**の規定(給与条例第二十二條第一項の改正規定を除く。附則第三条において

同じ。)による改正後の給与条例、第二条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)、第三条の規定による改正後の福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)、附則第五条の規定による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)(以下「改正後の調整額条例」という。))及び附則第六条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号)(以下「改正後の平成二十五年改正条例」という。))の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

**第二条** 平成二十七年四月一日(以下「適用日」という。))前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

**第三条** 第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の調整額条例又は改正後の平成二十五年改正条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第三条の規定による改正前の福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、附則第五条の規定による改正前の福岡県職員の給料の調整額に関する条例又は附則第六条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の調整額条例又は改正後の平成二十五年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定による改正後の給与条例第二十二條第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、同項中「その者の基準日以前における直近

の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは、「基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績（人事委員会規則で定める職員にあつては、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況）」とする。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

**第五条** 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表 調整基本額表 (第 2 条関係)

## イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600 円
2 級	8,400 円
3 級	9,500 円
4 級	10,100 円
5 級	10,500 円
6 級	11,000 円
7 級	11,900 円
8 級	12,500 円
9 級	14,100 円
10 級	15,600 円

## ロ 医療職給料表 (一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,700 円
2 級	13,000 円
3 級	14,400 円
4 級	15,500 円

## ハ 医療職給料表 (二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	7,800 円
3 級	8,900 円
4 級	9,400 円
5 級	10,200 円
6 級	11,100 円
7 級	12,000 円
8 級	13,400 円

## ニ 医療職給料表 (三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,900 円
2 級	9,200 円
3 級	9,500 円
4 級	9,800 円
5 級	10,300 円
6 級	11,400 円

## ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,800 円
2 級	9,100 円
3 級	10,600 円
4 級	11,400 円
5 級	14,100 円

## へ 教育職給料表 (二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,900 円
2 級	10,900 円
特 2 級	11,300 円
3 級	12,000 円
4 級	12,900 円

## ト 教育職給料表 (三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300 円
2 級	10,800 円
特 2 級	11,200 円
3 級	11,600 円
4 級	12,500 円

## チ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,800 円
2 級	8,500 円
3 級	9,200 円
4 級	10,500 円
5 級	11,100 円
6 級	11,400 円
7 級	11,800 円
8 級	12,200 円
9 級	12,900 円

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第六条** 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表研究職特例給料表を次のように改める。

附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係）研究職特別給料表

職務の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	435,700
2	436,200
3	436,700
4	437,200
5	438,000
6	439,200
7	440,400
8	441,600
9	442,800
10	443,500
11	444,200
12	444,900
13	445,400
14	446,100
15	446,800
16	447,500
17	447,900
18	448,500
19	449,100
20	449,600
21	450,100
22	450,700
23	451,300
24	451,900
25	452,400
26	453,100
27	453,800
28	454,500
29	454,900
30	455,600
31	456,200
32	456,800
33	457,400
34	458,100
35	458,700
36	459,300
37	459,900
38	460,600
39	461,300
40	462,000
41	462,400
42	463,100
43	463,800
44	464,500

45	464,900
46	465,600
47	466,300
48	467,000
49	467,400
50	468,000
51	468,600
52	469,200
53	469,700
54	470,400
55	471,000
56	471,600
57	472,100
58	472,800
59	473,400
60	474,000
61	474,500
62	475,200
63	475,800
64	476,400
65	477,000
66	477,700
67	478,300
68	478,900
69	479,400
70	480,100
71	480,700
72	481,300
73	481,900
74	482,600
75	483,200
76	483,800
77	484,300
78	485,000
79	485,600
80	486,200
81	486,800
82	487,400
83	488,000
84	488,600
85	489,100
86	489,700
87	490,300
88	490,900
89	491,300
90	491,900
91	492,500
92	493,100

93	493, 500
94	494, 100
95	494, 700
96	495, 300
97	495, 700
98	496, 100
99	496, 500
100	497, 000
101	497, 400
102	497, 800
103	498, 200
104	498, 600
105	498, 900
106	499, 300
107	499, 700
108	500, 100
109	500, 500
110	500, 900
111	501, 300
112	501, 700
113	502, 000
114	502, 500
115	502, 900
116	503, 300
117	503, 700
118	504, 100
119	504, 500
120	504, 900
121	505, 100
122	505, 500
123	505, 900
124	506, 300
125	506, 500
126	506, 900
127	507, 300
128	507, 700
129	508, 000

福岡県特別職の職員の特給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第五十二号

福岡県特別職の職員の特給等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県特別職の職員の特給等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に改める。

#### 附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員の特給等に関する条例（以下「改正後の特別職特給条例」という。）の規定は、平成二十七年六月一日から適用する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の福岡県特別職の職員の特給等に関する条例の規定に基づいて平成二十七年六月一日以後の分として支給された期末手当は、改正後の特別職特給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第五十三号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十一号）の一部

を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十二年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第五条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正）

第六条 福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第八条 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

## 八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

## 二 職員の人事評価の状況

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

## 第八条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

## 第九条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

## 第十条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則

福岡県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十四号

(趣旨)

福岡県職員の退職管理に関する条例

## 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)

第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

## 第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるものほか、再就職者(同条第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第二項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役員(同項に規定する役員をいう。)

又は同条第八項の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)

であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)

に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)

であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。)

の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)

第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)

又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(過料)

第四条 前条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第五十五号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

**第一条** 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条から第十三条の七までを次のように改める。

#### 第十二条 削除

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

**第十三条** 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予(以下この項から第三項までにおいて「徴収の猶予」という。)(又は同条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この項から第三項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。))に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付の各納付期限及びその納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及びその納入金額ごとの納入金額を定めて納付し、又は納入させるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定められた分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該分割納付の各納付期限若しくはその納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限若しくはその納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により分割納付の各納付期限及びその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限及びその納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及びその納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により分割納付の各納付期限若しくはその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくはその納入期限ごとの納入金額を変更し

たときは、その旨、その変更後の各納付期限及びその納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及びその納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

**第十三条の二** 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入するかどうか(分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入する場合にあつては、分割納付の各納付期限及びその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入期限ごとの納入金額を含む。)

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価

額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

七 その他知事が必要と認める事項

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

三 その他知事が必要と認める事項

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

三 猶予期間の延長を受けようとする期間

四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項

五 その他知事が必要と認める事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第二項第四号に掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第十三条の三 第十三条の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(職権による換価の猶予の手続等)

第十三条の四 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十三条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

三 その他知事が必要と認める書類

(申請による換価の猶予の要件等)

第十三条の五 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 第十三条の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第十三条の六 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第十三条の二第二項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

三 分割納付の各納付期限及びその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及びその納入期限ごとの納入金額

四 その他知事が必要と認める事項

2 法第十五条の六の二第二項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十三条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

3 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十三条の二第二項第六号に掲げる事項

二 第十三条の二第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第一項第三号に掲げる事項

四 その他知事が必要と認める事項

4 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第十三条の七 法第十六条第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係

る金額が百万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

## 福岡県条例等の一部を改正する条例の一部改正

**第二条** 福岡県条例等の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち福岡県条例第四十七条の二十一第一項第一号及び第五十四条第三項

第一号の改正規定中「及び第五十四条第三項第一号」を削る。

第一条中福岡県条例第五十四条の二第一号の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「、第五十四条、第五十四条の二」を削る。

### 附則

（施行期日）

**第一条** この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の福岡県条例（以下「新条例」という。）第十三条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）

附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下「二十八新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「二十八旧法」という。）第十五条第一項又は

第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

**2** 新条例第十三条の三の規定は、施行日以後にされる二十八新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた二十八旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

**3** 新条例第十三条の五第二項の規定は、施行日以後に二十八新法第十五条の六第一項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第五十六号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）

第五条第十六項の認定を受けた福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画に掲げる地方活力向上地域（以下単に「地方活力向上地域」という。）において、本社機能の誘致を促進するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

第六条第二項の規定に基づき、事業税及び不動産取得税の不均一の課税をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

（事業税の不均一課税）

**第二条** 知事は、平成二十七年十月八日から平成三十年三月三十一日までの間に法第七條の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に地方活力向上地域において、法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第六項第四号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者及び同法第六十八條の九第六項第四号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は三年度内の各事業年度に係る所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。）第二十條の十七、第二十

条の十九の四並びに付則第七条の二及び第七条の二の二の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た率とするものとする。

- 一 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度 二分の一
- 二 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の翌年又は翌年度 四分の三
- 三 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の翌々年又は翌々年度 八分の七

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請に対する処分をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(不動産取得税の不均一課税)

**第三条** 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（平成二十七年十月八日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第二十条の二十五及び付則第八条の二第一項の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とするものとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請に対する処分をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(不動産取得税の徴収猶予)

**第四条** 知事は、不動産取得税を賦課徴収する場合において、前条第二項の規定による申請があり、当該申請が真実であると認められるときは、当該申請に対する処分をする日まで、当該不動産取得税の税額から同条第一項の規定を適用して計算した税額を控除した残額に相当する税額の徴収を猶予するものとする。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予をしたとき、又はしないこととしたときは、

その旨を前条第二項の規定による申請をした者に通知しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による徴収の猶予をしたときは、その猶予をした不動産取得税に係る延滞金額のうち当該猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(不動産取得税の徴収猶予の取消し)

**第五条** 知事は、前条第一項の規定による徴収の猶予を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その猶予をした不動産取得税の全部又は一部についてその猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

一 第三条第一項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

二 徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

2 知事は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予を受けていた者に通知しなければならない。

(不動産取得税の還付)

**第六条** 知事は、不動産取得税を徴収した場合において、当該不動産取得税について第三条第一項の規定の適用があることとなったときは、当該不動産取得税の納税者の申請に基づいて、当該不動産取得税の税額から同項の規定を適用して計算した税額を控除した残額に相当する税額及びこれに係る延滞金を還付するものとする。

2 知事は、前項の規定による還付をする場合において、還付を受ける納税者の未納に係る県税条例第二条第八号に規定する徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

(規則への委任)

**第七条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十八年一月一日の前日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一項中「第十条第六項第四号に規定する中小事業者」とあるのは「第十条第四項に規定する政令で定める中小企業者に該当する個人」とする

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十七号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第三条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による知事保存本人確認情報（法第七条第十三号に規定する住民票コードを除く。以下同じ。）の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信する方法

二 規則で定めるところにより、知事から知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを知事以外の執行機関に送付する方法

別表第一第五号及び第六号を次のように改める。

五 福岡県私立高校生等奨学給付金（規則で定める給付金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

六 福岡県私立高等学校等学び直し支援金（規則で定める支援金をいう。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一に次の六号を加える。

八 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第二十一条第一項又は第二項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

九 福岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）第七條第一項から第三項までの規定による届出又は同条第四項の規定による報告に関する事務であつて規則で定めるもの

一〇 療育手帳（規則で定める手帳をいう。）の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

一一 行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であつて規則で定めるもの

一二 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和四十九年福岡県条例第五十二号）による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

一三 福岡県高校生等奨学給付金（規則で定める給付金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二中「（第三条関係）」を「（第四条関係）」に改め、同表一の項を次のように改める。

一 教育委員会	福岡県退職年金条例に基づく年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和二十七年福岡県条例第十四号）による福岡県立学校の授業料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの	福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第二十一号）による福岡県立高等学校の通信教育受講料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの
特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの	高等学校等学び直し支援金（規則で定める支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定（別表第二の改正規定中「（第三条関係）」を「（第四条関係）」に改め

る部分を除く。)は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第二十条第八項及び第二十二条第六項に規定する期間におけるこの条例による改正後の第三条の規定の適用については、同条中「知事保存本人確認情報(法第七条第十三号に規定する住民票コードを除く。以下同じ。)」とあるのは、「知事保存本人確認情報」とする。

電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十八号

電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例を廃止する条例

電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例(平成十五年福岡県条例第五十六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の電子署名に係る福岡県の認証業務に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項及び第三条第一項の規定による手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の二の項を次のように改める。

一の二 削除

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第二条第一項の規定による手数料の納付に係る徴収及び旧条例第二条第三項の規定による手数料の納付に関する事務の処理については、なお従前の例による。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十九号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用及び法第十九条第九号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事その他の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが

できる場合は、この限りでない。

3 知事その他の執行機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用し、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

4 第四條 法第十九条第九号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供する場合とする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第五條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項(別表第一及び別表第二に係る部分に限る。)、第二項及び第四項、第四条並びに別表第一から別表第三までの規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一(第三条関係)

執行機関	事 務
一 知事	福岡県私立高校生等奨学給付金(規則で定める給付金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二(第三条関係)

執行機関	事 務	特定個人情報
二 知事	福岡県私立高等学校等学び直し支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	
三 知事	療育手帳(規則で定める手帳をいう。以下同じ。)の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	
四 知事	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護に関する事務であつて規則で定めるもの	
五 知事	福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和四十九年福岡県条例第五十二号)による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	
六 知事	福岡県高校生等奨学給付金(規則で定める給付金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
七 教育委員会	福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)による福岡県立学校の授業料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの	
八 教育委員会	福岡県立高等学校通信教育入学科及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)による福岡県立高等学校の通信教育受講料の減免に関する事務であつて規則で定めるもの	
九 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四号)によるものを除く。)であつて規則で定めるもの	
一〇 教育委員会	高等学校等学び直し支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	
一 知事	福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。以下同じ。)であつて規則で定めるもの

行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いに

二 知事	福岡県私立高等学校等学び直し支援金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの	よつて実施する外国人の保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
三 知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
四 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
五 知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
六 知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
七 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
九 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」）	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの 療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であつて規則で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報
八 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの 療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報であつて規則で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報

<p>一〇 知事</p>	<p>一一 知事</p>	<p>といる。)の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによつて実施する外国人の保護に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療</p>
<p>費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」といふ。)であつて規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給</p>				

<p>付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則</p>	
<p>一二 知事</p>	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>一三 知事</p>	<p>福岡県高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>一四 教育委員会</p>	<p>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>一五 教育委員会</p>	<p>高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>で定めるもの</p>	<p>療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>福岡県私立高校生等奨学給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	

別表第三（第四条関係）

一 知事	執行機関	事 務	執行機関	特定個人情報
二 知事	執行機関	事 務	執行機関	特定個人情報
三 知事	執行機関	事 務	執行機関	特定個人情報
四 教育委員会	執行機関	事 務	執行機関	特定個人情報
五 教育委員会	執行機関	事 務	執行機関	特定個人情報

六 教育委員会	知事	特別支援学校等への 就学のため必要な経 費の支弁に関する事 務（特別支援学校へ の就学奨励に関する 法律によるものを除 く。）であって規則 で定めるもの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの
七 教育委員会	知事	高等学校等及び直し 支援金の支給に関す る事務であって規則 で定めるもの	福岡県私立高等学校 等及び直し支援金の 交付に関する情報で あって規則で定める もの

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福岡県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号）」を「住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード）」に改め、同項第二号中「個人番号」を「住民票コード」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県条例第六十一号

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項を次のように改める。

- 一の二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福岡県条例第三十一号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）
  - イ 法第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証
  - ロ 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧
  - ハ 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正に係る書類の受領
  - ニ 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認証又は不認証の決定の通知
  - ホ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定非営利活動法人の設立の登記の完了の届出の受領
  - ヘ 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
  - ト 法第十七条の三の規定による仮理事の選任
  - チ 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任
  - リ 法第十八条第三号の規定による不正の行為等の報告の受領
  - ニ 法第二十三条第一項の規定による役員の変更等の届出の受領
  - ル 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証（所轄庁の変更を伴うものを除く。）
  - ヲ 法第二十五条第六項の規定による定款の変更の届出の受領
  - ワ 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書受領
  - カ 法第二十九条の規定による事業報告書等の受領
  - コ 法第三十条の規定による事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写
  - ク 法第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散

大木町

- レ 法第三十一条第四項の規定による特定非営利活動法人の解散の届出の受領
- ソ 法第三十一条の八の規定による清算人の届出の受領
- ツ 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証
- ネ 法第三十二条の二第三項の規定による意見の求め及び調査の嘱託を受けること
- ナ 法第三十二条の二第四項の規定による意見の陳述
- ラ 法第三十二条の三の規定による清算終了の届出の受領
- ム 法第三十四条第三項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証
- ウ 法第四十一条第一項の規定による特定非営利活動法人の業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は特定非営利活動法人の事務所等への立入検査（同条第二項の規定による同条第一項の相当の理由を記載した書面の作成を含む。）
- キ 法第四十二条の規定による改善命令
- ノ 法第四十三条第一項及び第二項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
- オ 法第四十三条第四項の規定による聴聞の期日における審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付
- ク 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- ヤ 法第四十三条の三（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の受領
- マ 法第七十三条の規定による官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の別表一の二の項上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては、同項下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 改正後の別表一の二の項下欄に掲げる市町村は、施行日前においても、同項上欄に掲げる事務を処理するために必要な準備行為をすることができる。

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十二号

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例

(地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部改正)

第一条 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和二十三年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第一号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(福岡県薬物の濫用防止に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成二十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部改正

第四条 福岡県立勤労青少年文化センター条例(昭和四十八年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の三口中「小・中学生」を「小学生・中学生」に改め、同表の備考七中「小・中学生」を「小学生」に、「児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程」を「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する児童を、「中学生」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に、「又は中等教育学校の後期課程」を「、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部」に、「とは小・中学生」を「とは小学生、中学生」に、「、高等学校又は中等教育学校の生徒」を「及び高校生」に改める。

(福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センター)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成八年福岡県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二備考二中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

別表第二の備考二中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

別表第三の備考二中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中

学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（福岡県職業能力開発促進条例の一部改正）

**第六条** 福岡県職業能力開発促進条例（平成二十四年福岡県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「中学校を卒業した者」の下に「、同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

（福岡県都市公園条例の一部改正）

**第七条** 福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十備考三及び同表の十一備考二中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

**第八条** 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第九条** 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第二十一条の二第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第四の口教育職給料表(三)級別標準職務表中「中等教育学校」を「義務教育学校、中等教育学校」に改める。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

**第十条** 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（福岡県立美術館使用料条例の一部改正）

**第十一条** 福岡県立美術館使用料条例（昭和三十九年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一備考二中「後期課程」の下に「、特別支援学校の高等部」を、「小学校」の下に「、義務教育学校、特別支援学校の小学部若しくは中学部」を加える。

（福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

**第十二条** 福岡県公立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

**第十三条** 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年福岡県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部改正）

**第十四条** 福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和四十九年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の備考二中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加え、「、高等学校又は中等教育学校」を「（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）」に改める。

（九州歴史資料館条例の一部改正）

**第十五条** 九州歴史資料館条例（昭和六十年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一備考一中「後期課程」の下に「、特別支援学校の高等部」を加え、同表の一備考二中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を、「前期課程」の下に「、特別支援学校の中学部」を加える。

（福岡県青少年科学館条例の一部改正）

**第十六条** 福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表の備考一中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校

〔の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（福岡武道館条例の一部改正）

**第十七条** 福岡武道館条例（昭和五十四年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表中「第三条」の下に「関係」を加え、同表の備考二中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を、「前期課程」の下に「及び特別支援学校の中学部」を、「後期課程」の下に「及び特別支援学校の高等部」を加える。

（福岡県暴力団排除条例の一部改正）

**第十八条** 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

#### 附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

#### 福岡県条例第六十四号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係) 教育職給料表  
イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	472,700
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	473,300
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	473,900
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	474,500
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	475,100
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	475,600
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	476,100

	45	234,600	293,400	358,700	409,400	476,600
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	477,100
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	477,600
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	478,000
	49	240,100	303,400	366,500	415,500	478,400
	50	241,600	305,800	368,300	416,900	
	51	242,800	308,300	370,200	418,500	
	52	244,300	310,700	372,200	420,000	
	53	245,600	313,100	374,100	421,700	
	54	246,800	315,300	375,900	423,200	
	55	248,200	317,400	377,700	424,800	
	56	249,400	319,600	379,400	426,400	
	57	250,700	321,900	380,900	427,900	
	58	251,800	324,000	382,500	429,400	
	59	253,000	326,200	384,200	430,600	
	60	254,200	328,200	385,900	431,800	
	61	255,500	330,400	387,100	433,000	
	62	256,900	332,500	388,500	434,300	
	63	258,300	334,700	389,900	435,600	
	64	259,500	336,900	391,200	436,800	
	65	260,900	338,800	392,600	438,000	
	66	262,400	341,000	393,800	439,200	
	67	264,000	343,100	395,200	440,400	
	68	265,700	345,300	396,600	441,600	
	69	267,200	347,300	397,900	442,800	
	70	268,600	349,200	399,200	444,000	
	71	270,000	351,300	400,600	445,200	
	72	271,500	353,300	401,900	446,400	
	73	272,600	355,100	403,200	447,500	
	74	274,000	357,000	404,600	448,100	
	75	275,400	358,800	406,000	448,600	
	76	276,700	360,700	407,300	449,100	
	77	278,100	362,600	408,500	449,600	
	78	279,300	364,300	409,700	450,100	
	79	280,500	366,000	411,000	450,600	
	80	281,700	367,600	412,400	451,100	
	81	282,900	369,100	413,700	451,500	
	82	284,100	370,600	414,900	452,000	
	83	285,300	372,100	415,900	452,400	
	84	286,500	373,500	417,100	452,800	
	85	287,700	374,600	418,300	453,200	
	86	288,800	376,000	419,500	453,600	
	87	290,000	377,400	420,700	454,000	
	88	291,200	378,700	421,700	454,400	
再任職員以外の職員	89	292,400	380,000	422,800	454,700	
	90	293,500	381,300	423,800		
	91	294,700	382,500	424,800		
	92	295,900	383,800	425,800		

93	296,700	385,100	426,700
94	297,700	386,200	427,500
95	298,800	387,500	428,300
96	300,000	388,700	429,100
97	301,000	390,100	429,900
98	302,100	391,100	430,300
99	303,100	392,200	430,700
100	304,200	393,200	431,100
101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	434,000
111	313,100	403,200	434,300
112	313,600	404,000	434,500
113	314,200	404,600	434,700
114	314,600	405,300	435,000
115	315,100	406,000	435,300
116	315,600	406,700	435,500
117	316,200	407,300	435,700
118	316,700	407,800	436,000
119	317,100	408,200	436,300
120	317,600	408,600	436,500
121	318,100	409,000	436,700
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	

141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500	415,300			
147	325,800	415,600			
148	326,100	415,800			
149	326,300	416,000			
150	326,500	416,300			
151	326,800	416,600			
152	327,100	416,800			
153	327,300	417,000			
154	327,600				
155	327,900				
156	328,100				
157	328,300				
158	328,600				
159	328,900				
160	329,100				
161	329,300				
162	329,600				
163	329,900				
164	330,100				
165	330,300				
166	330,600				
167	330,900				
168	331,100				
169	331,300				
170	331,600				
171	331,900				
172	332,100				
173	332,300				
174	332,600				
175	332,900				
176	333,100				
177	333,300				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考 1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員の給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(三)

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,400
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	449,800
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,200
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	450,600
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,000

	45	233,700	267,200	356,400	378,500	451,400
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	451,800
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	452,200
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	452,600
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	452,900
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	
	52	243,500	282,000	367,400	389,000	
	53	244,700	283,900	368,900	390,200	
	54	246,100	286,400	370,400	391,500	
	55	247,400	288,700	371,900	392,600	
	56	248,600	291,200	373,400	393,700	
	57	249,900	293,400	374,900	395,100	
	58	251,100	295,900	376,300	396,300	
	59	252,200	298,300	377,700	397,500	
	60	253,400	301,000	379,000	398,800	
	61	254,800	303,400	379,900	400,000	
	62	256,100	305,800	381,100	401,000	
	63	257,300	308,300	382,300	402,400	
	64	258,300	310,700	383,400	403,700	
	65	259,300	313,100	384,300	404,900	
	66	260,700	315,300	385,500	406,000	
	67	262,200	317,400	386,500	407,200	
	68	263,700	319,600	387,600	408,300	
	69	265,300	321,900	388,800	409,300	
	70	266,800	324,000	389,800	410,500	
	71	268,300	326,200	390,900	411,700	
	72	269,800	328,200	392,100	412,900	
	73	271,000	330,400	393,100	413,500	
	74	272,200	332,500	394,200	414,300	
	75	273,500	334,700	395,300	415,000	
	76	274,800	336,900	396,400	415,500	
	77	276,200	338,700	397,300	415,800	
	78	277,300	340,600	398,200	416,200	
	79	278,500	342,500	399,200	416,600	
	80	279,700	344,300	400,200	417,000	
再 任 職 員 以 外 の 職 員	81	281,000	346,100	401,000	417,300	
	82	281,900	347,900	401,800	417,700	
	83	283,100	349,600	402,500	418,100	
	84	284,300	351,400	403,300	418,400	
	85	285,300	352,800	404,000	418,700	
	86	286,200	354,400	404,800	419,100	
	87	287,200	355,900	405,500	419,500	
	88	288,200	357,400	406,200	419,800	
	89	289,300	358,800	406,800	420,100	
	90	290,200	360,100	407,500	420,400	
	91	291,100	361,500	408,000	420,700	
	92	292,000	362,900	408,700	420,900	

93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,400
95	293,900	367,000	409,800	421,700
96	294,700	368,200	410,100	421,900
97	295,500	369,200	410,400	422,100
98	296,300	370,200	410,700	422,400
99	297,100	371,200	411,000	422,700
100	297,800	372,200	411,200	422,900
101	298,700	373,100	411,400	423,100
102	299,200	374,100	411,700	423,400
103	299,700	375,100	412,000	423,700
104	300,200	376,100	412,200	423,900
105	300,400	376,900	412,400	424,100
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300	415,700	
119	304,100	389,100	416,000	
120	304,400	389,900	416,200	
121	304,500	390,500	416,400	
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126	305,800	394,000		
127	306,100	394,500		
128	306,300	395,100		
129	306,500	395,800		
130	306,800	396,400		
131	307,100	396,900		
132	307,300	397,400		
133	307,500	397,700		
134	307,800	398,000		
135	308,100	398,300		
136	308,300	398,600		
137	308,500	398,900		
138		399,200		
139		399,500		
140		399,800		

141			400, 100			
142			400, 400			
143			400, 700			
144			401, 000			
145			401, 200			
146			401, 500			
147			401, 800			
148			402, 000			
149			402, 200			
150			402, 500			
151			402, 800			
152			403, 000			
153			403, 200			
154			403, 500			
155			403, 800			
156			404, 000			
157			404, 200			
158			404, 500			
159			404, 800			
160			405, 000			
161			405, 200			
162			405, 500			
163			405, 800			
164			406, 000			
165			406, 200			
再任用職員		224, 000	269, 900	296, 900	323, 200	404, 000

備考 1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である教育職員の給料月額、この表の額に 7, 500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 6 条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200

	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
再任 用職員 以外 の職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			

93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400	380,200	392,100		
95		294,000	341,900	380,600	392,400		
96		294,400	342,300	381,000	392,600		
97		294,600	342,400	381,300	392,800		
98		294,900	342,900	381,700	393,100		
99		295,300	343,300	382,100	393,400		
100		295,700	343,600	382,400	393,600		
101		295,900	343,900	382,700	393,800		
102		296,200	344,300	383,100	394,100		
103		296,600	344,700	383,400	394,400		
104		296,900	345,100	383,700	394,600		
105		297,100	345,600	384,000	394,800		
106		297,400	346,000	384,300			
107		297,800	346,400	384,600			
108		298,100	346,800	384,900			
109		298,300	347,300	385,200			
110		298,700	347,700	385,500			
111		299,100	348,000	385,800			
112		299,400	348,300	386,100			
113		299,500	348,800	386,300			
114		299,800		386,600			
115		300,100		386,900			
116		300,500		387,100			
117		300,700		387,300			
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 (第 6 条関係) 医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800

再任  
職員  
以外  
の  
職員

45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,600
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,800
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,100
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,600
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	406,800
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,100
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,400
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,600
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	407,800
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	408,100
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	408,400
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	408,600
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	408,800
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100	386,600	
87		288,500	324,400	345,400	387,000	
88		288,700	324,800	345,700	387,400	
89		289,100	325,200	346,100	387,700	
90		289,300	325,600	346,400	388,100	
91		289,500	326,000	346,800	388,500	
92		289,700	326,400	347,100	388,800	

	93		290,100	326,700	347,500	389,100	
	94		290,300	326,900	347,800	389,500	
	95		290,500	327,300	348,100	389,800	
	96		290,800	327,600	348,400	390,100	
	97		291,200	327,800	348,700	390,400	
	98		291,500	328,100	349,100	390,700	
	99		291,700	328,400	349,500	391,000	
	100		292,000	328,700	349,900	391,300	
	101		292,300	328,900	350,400	391,600	
	102		292,500	329,200	350,800		
	103		292,700	329,600	351,200		
	104		293,000	329,800	351,600		
	105		293,300	329,900	352,100		
	106			330,200			
	107			330,600			
	108			330,800			
	109			331,000			
	110			331,400			
	111			331,800			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 この表は、福岡県公立学校に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 附則

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

**2** この条例(第二十一条第一項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

**第二条** 平成二十七年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

**第三条** この条例による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当に関する経過措置)

**第四条** この条例による改正後の第二十一条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、同項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは、「基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(人事委員会規則で定める職員にあっては、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況)」とする。

福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第六十五号

福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部を改正する条例

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和六十三年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 「児童生徒」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。 )の児童及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。 )の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

別表第二の備考九中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。 )を加え、「高等学校又は中等教育学校の生徒(」を「(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。 )の生徒並びに」に改め、「を含む。 )」を削り、「児童生徒以外」を「児童生徒以外」に改める。

別表第三の備考九中「の児童」を「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。 )の児童並びにこれらに準ずる者」に、「高等学校又は中等教育学校の生徒(」を「(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。 )の生徒及び」に改め、「を含む。 )」を削り、「とは児童」を「とは、児童」に改める。

別表第四の備考一中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。 )」を加え、「高等学校又は中等教育学校の生徒(」を「(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。 )の生徒並びに」に改め、「を含む。 )」を削る。

別表第五の一中

中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	大 学 生	そ の 他 の 者	大 学 生	そ の 他 の 者	中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生
--------------------------------	-------	-----------	-------	-----------	--------------------------------

を

児童及び生徒	学 生	そ の 他 の 者	学 生	そ の 他 の 者	児童及び生徒
--------	-----	-----------	-----	-----------	--------

に改め、同表の備考二中「占用使用」を「「占用使用」」に、「スモールポアライフル」を「若しくはスモールポアライフル」に改め、「場合を」の下に「いい、「個人使用」とは、ライフル射撃場のビームライフルの施設にあつては当該施設を使用する場合を、それ以外の施設にあつては占用使用以外の場合を」を加え、同表の備考に次のように加える。

三 「児童」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のエアライフルの施設の個人使用の場合にあつては十歳未満の者を除く。）を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のスモールポアライフルの施設の個人使用の場合にあつては十八歳未満の者を除く。）を、「学生」とは大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十六号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係) 公安職給料表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000

	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	475,700
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	476,100
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	476,400
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	476,700
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	477,100
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	477,400
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	477,700
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	478,000
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	453,900	
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	454,200	
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	454,400	
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	454,600	
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	454,900	
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	455,200	
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	455,400	
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	455,600	
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	455,900	
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	456,200	
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	456,400	
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	456,600	
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600			
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800			

再任職員以外の職員

93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900	424,300
95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300	424,600
96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,600	424,800
97	302,900	326,900	353,700	384,500	415,900	425,000
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		
102	308,700	333,100	359,400	386,900		
103	309,800	334,200	360,500	387,500		
104	310,800	335,400	361,700	388,000		
105	311,600	336,500	362,900	388,300		
106	312,200	337,600	363,400	388,700		
107	312,800	338,600	364,000	389,200		
108	313,500	339,700	364,600	389,500		
109	314,000	340,900	365,200	389,800		
110	314,500	341,900	365,700	390,300		
111	315,000	342,900	366,200	390,800		
112	315,600	343,800	366,700	391,300		
113	316,400	344,700	367,100	391,600		
114	317,100	345,600	367,500	392,100		
115	317,800	346,600	368,100	392,600		
116	318,500	347,600	368,600	393,100		
117	319,100	348,600	369,000	393,400		
118	319,900	349,100	369,500	393,900		
119	320,600	349,700	370,100	394,400		
120	321,400	350,300	370,600	394,900		
121	322,000	350,600	370,700	395,300		
122	322,300	351,000	371,300	395,800		
123	322,800	351,500	371,800	396,200		
124	323,300	351,900	372,200	396,700		
125	323,600	352,300	372,700	397,100		
126		352,700	373,200	397,500		
127		353,200	373,700	397,900		
128		353,600	374,200	398,300		
129		354,000	374,500	398,700		
130		354,400	375,000	399,100		
131		354,800	375,500	399,500		
132		355,200	376,000	399,900		
133		355,400	376,300	400,200		
134		355,900	376,800	400,600		
135		356,300	377,200	401,000		
136		356,600	377,600	401,300		
137		356,900	377,900	401,600		
138		357,300	378,400			
139		357,800	378,900			
140		358,300	379,400			

	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 2 (第 6 条関係) 行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100

	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
再任 職員以 外の 職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,300			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	409,600			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	409,800			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	410,000			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				

	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
	94		293,600	341,400	380,200	392,100			
	95		294,000	341,900	380,600	392,400			
	96		294,400	342,300	381,000	392,600			
	97		294,600	342,400	381,300	392,800			
	98		294,900	342,900	381,700	393,100			
	99		295,300	343,300	382,100	393,400			
	100		295,700	343,600	382,400	393,600			
	101		295,900	343,900	382,700	393,800			
	102		296,200	344,300	383,100	394,100			
	103		296,600	344,700	383,400	394,400			
	104		296,900	345,100	383,700	394,600			
	105		297,100	345,600	384,000	394,800			
	106		297,400	346,000	384,300				
	107		297,800	346,400	384,600				
	108		298,100	346,800	384,900				
	109		298,300	347,300	385,200				
	110		298,700	347,700	385,500				
	111		299,100	348,000	385,800				
	112		299,400	348,300	386,100				
	113		299,500	348,800	386,300				
	114		299,800		386,600				
	115		300,100		386,900				
	116		300,500		387,100				
	117		300,700		387,300				
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 (第 6 条関係) 医療職給料表

## イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800

再任職  
員以外  
の職員

45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,600
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,800
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,100
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,600
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	406,800
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	407,100
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	407,400
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	407,600
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	407,800
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	408,100
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	408,400
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	408,600
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	408,800
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100	386,600	
87		288,500	324,400	345,400	387,000	
88		288,700	324,800	345,700	387,400	
89		289,100	325,200	346,100	387,700	
90		289,300	325,600	346,400	388,100	
91		289,500	326,000	346,800	388,500	
92		289,700	326,400	347,100	388,800	

	93		290,100	326,700	347,500	389,100	
	94		290,300	326,900	347,800	389,500	
	95		290,500	327,300	348,100	389,800	
	96		290,800	327,600	348,400	390,100	
	97		291,200	327,800	348,700	390,400	
	98		291,500	328,100	349,100	390,700	
	99		291,700	328,400	349,500	391,000	
	100		292,000	328,700	349,900	391,300	
	101		292,300	328,900	350,400	391,600	
	102		292,500	329,200	350,800		
	103		292,700	329,600	351,200		
	104		293,000	329,800	351,600		
	105		293,300	329,900	352,100		
	106			330,200			
	107			330,600			
	108			330,800			
	109			331,000			
	110			331,400			
	111			331,800			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 この表は、警察本部等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(三)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300

	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	429,900
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	430,200
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	430,500
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	430,800
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	431,100
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	431,400
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	431,700
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	432,000
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	

再任職員以外の職員

93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,200
96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,600
97	283,200	315,800	348,900	366,500	392,900
98	284,000	316,100	349,300	367,000	393,300
99	284,600	316,700	349,800	367,500	393,700
100	285,500	317,400	350,200	368,000	394,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600	394,300
102	287,100	318,400	351,100	369,100	394,700
103	287,900	319,000	351,600	369,600	395,000
104	288,700	319,600	352,000	370,000	395,300
105	289,400	320,000	352,300	370,600	395,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100	395,900
107	290,400	321,000	353,200	371,600	396,200
108	290,900	321,500	353,500	372,100	396,500
109	291,100	321,900	354,000	372,700	396,800
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500	375,200	
115	292,900	324,100	357,000	375,700	
116	293,200	324,400	357,400	376,100	
117	293,500	324,600	357,800	376,500	
118	293,800	324,900	358,200	376,900	
119	294,100	325,300	358,700	377,300	
120	294,500	325,500	359,200	377,700	
121	294,800	325,700	359,600	378,100	
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			

141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、警察本部等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 4 (第 6 条関係) 研究職給料表

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700

再任職員以外の職員

45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400	438,600	
75	261,600	318,500	388,000	439,100	
76	262,900	319,600	388,700	439,600	
77	264,000	320,700	389,400	440,000	
78	265,200	321,700	390,000	440,500	
79	266,500	322,600	390,600	440,900	
80	267,700	323,500	391,200	441,300	
81	269,100	324,600	391,800	441,700	
82	270,400	325,400	392,400	442,100	
83	271,700	326,100	393,000	442,500	
84	272,900	326,900	393,600	442,900	
85	274,100	327,400	394,100	443,200	
86	275,200	327,900	394,600	443,600	
87	276,500	328,400	395,100	443,900	
88	277,700	328,900	395,800	444,200	
89	278,700	329,200	396,200	444,500	
90	279,900	329,700			
91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			

93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200	339,100			
111	295,500	339,600			
112	295,800	340,000			
113	296,100	340,500			
114	296,400	340,900			
115	296,700	341,400			
116	297,000	341,800			
117	297,300	342,300			
118	297,700	342,700			
119	298,000	343,100			
120	298,400	343,500			
121	298,700	343,900			
再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 附則

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項の改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例(第二十一条第一項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例及び附則第五条の規定による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号)(以下「改正後の平成二十五年改正条例」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

**第二条** 平成二十七年四月一日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

**第三条** この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例又は改正後の平成二十五年改正条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例又は附則第五条の規定による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例又は改正後の平成二十五年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当に関する経過措置)

**第四条** この条例による改正後の第二十一条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、同項中「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは、「基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(人事委員会規則で定める職員にあっては、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況)」とする。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第五条** 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表研究職特例給料表を次のように改める。

附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係）研究職特別給料表

職務の級	特 4 級
号 給	給料月額
	円
1	435,700
2	436,200
3	436,700
4	437,200
5	438,000
6	439,200
7	440,400
8	441,600
9	442,800
10	443,500
11	444,200
12	444,900
13	445,400
14	446,100
15	446,800
16	447,500
17	447,900
18	448,500
19	449,100
20	449,600
21	450,100
22	450,700
23	451,300
24	451,900
25	452,400
26	453,100
27	453,800
28	454,500
29	454,900
30	455,600
31	456,200
32	456,800
33	457,400
34	458,100
35	458,700
36	459,300
37	459,900
38	460,600
39	461,300
40	462,000
41	462,400
42	463,100
43	463,800
44	464,500

45	464,900
46	465,600
47	466,300
48	467,000
49	467,400
50	468,000
51	468,600
52	469,200
53	469,700
54	470,400
55	471,000
56	471,600
57	472,100
58	472,800
59	473,400
60	474,000
61	474,500
62	475,200
63	475,800
64	476,400
65	477,000
66	477,700
67	478,300
68	478,900
69	479,400
70	480,100
71	480,700
72	481,300
73	481,900
74	482,600
75	483,200
76	483,800
77	484,300
78	485,000
79	485,600
80	486,200
81	486,800
82	487,400
83	488,000
84	488,600
85	489,100
86	489,700
87	490,300
88	490,900
89	491,300
90	491,900
91	492,500
92	493,100

93	493,500
94	494,100
95	494,700
96	495,300
97	495,700
98	496,100
99	496,500
100	497,000
101	497,400
102	497,800
103	498,200
104	498,600
105	498,900
106	499,300
107	499,700
108	500,100
109	500,500
110	500,900
111	501,300
112	501,700
113	502,000
114	502,500
115	502,900
116	503,300
117	503,700
118	504,100
119	504,500
120	504,900
121	505,100
122	505,500
123	505,900
124	506,300
125	506,500
126	506,900
127	507,300
128	507,700
129	508,000

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第六十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

**第一条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第二号中「その他の地域のうち」を「前号に掲げるもののほか」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出しを「(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)」に改め、同条

第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「法第十三条第一項第一号」に改め、同項第四号中「別表第一の二」を「別表第二」に改め、同条第二項中「とき」を「場合」に改め、同条第三項を削り、同条を第三条とする。

第四条の二の見出し中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条中「同項第七号」を「同項第四号」に、「第七号」を「第八号」に、「第十三条第一項の午前一時まで」を「第十三条第一項第二号の午前零時以後において」に、「別表第一の二」を「別表第二」に改め、同条を第四条とする。

第八条を削る。

第七条第一項第二号中「店舗型性風俗特殊営業」の下に「又は店舗型電話異性紹介営業」を加え、同項第三号中「宿泊若しくは仮眠させ」を「宿泊させ、若しくは仮眠させ」に改め、同項第六号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「(法)」の下に「第三十一条の二十三及び」を加え、「別表第二」

を「別表第三」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「日出時から午前十時まで」を「午前六時後午前十時以前」に、「午後十一時から翌日の午前零時(第四条第一項各号)」を「午後十一時以後翌日の午前零時前(第三条第一項各号)」に、「午前一時」まで」を「午前一時まで)」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(風俗営業の営業時間を延長する時)

**第五条** 法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時とする。

第十二条中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第十一条の九を第二十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域)

**第二十四条** 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の営業所の設置が許容されるものとして条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 別表第二に掲げる地域

二 別表第六の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる営業所が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超える区域の地域  
(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

**第二十五条** 特定遊興飲食店営業者は、福岡県の全地域につき、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

**第二十六条** 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第八条第一項各号に掲げる事項

二 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

三 午後六時以後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めること。

第十一条の八中「規制すべき」を「制限すべき」に改め、同条を第二十二条とする。

第十一条の七中「日出時」を「午前六時」に改め、同条を第二十一条とする。  
第十一条の六を第二十条とする。

第十一条の五中「第九条各号」を「第十条各号」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条の四を第十八条とする。

第十一条の三の四中「日出時」を「午前六時」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の三の三を第十六条とする。

第十一条の三の二中「第九条各号」を「第十条各号」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条の三中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条の二中「第十条に規定する別表第三の下欄に掲げる地域の全域」を「別表第四の上欄に掲げる営業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる地域」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「日出時」を「午前六時」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限)

**第九条** 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めなければならない。  
本則に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

**第二十八条** 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。

別表第一中「第三条」を「第二条関係」に改め、「以下」の下に「この表において」を加える。

別表第一の二を削る。

別表第四中「第十一条の三」を「第十四条関係」に、「広告又は宣伝の制限地域」を「地域」に改め、同表を別表第五とする。

別表第三中「第十条、第十一条の二」を「第十一条、第十三条関係」に、「営業の

禁止地域」を「地域」に、「中洲二丁目」を「二丁目」に、「しやへいできる」を「遮蔽できる」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中「第六条」を「第七条関係」に、

昼間 日出時から 日没時まで	夜間 日没時から 翌日の午前 零時まで	深夜 午前零時から 日出時まで
----------------------	------------------------------	-----------------------

を

午前六時後 午後六時前	午後六時以 後翌日の午 前零時前	午前零時か ら午前六時 まで
----------------	------------------------	----------------------

に、「第三条第一号」を「第二条第一号

」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条、第四条、第二十四条、第二十八条関係）

北九州市	小倉北区のうち、魚町一丁目から四丁目まで、鍛冶町一丁目及び二丁目、京町一丁目から四丁目まで、米町一丁目及び二丁目、紺屋町、堺町一丁目及び二丁目、船頭町、船場町並びに古船場町 八幡西区のうち、熊手一丁目、二丁目及び三丁目（一番から三番までに限る。）、黒崎一丁目から四丁目まで並びに藤田三丁目
福岡市	博多区のうち、中洲一丁目から五丁目まで 中央区のうち、大名一丁目及び二丁目、天神一丁目から三丁目まで、西中洲並びに舞鶴二丁目及び二丁目
大牟田市	旭町三丁目、栄町一丁目及び二丁目、新栄町、住吉町、大正町一丁目及び二丁目、築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町一丁目及び二丁目、港町並びに有明町一丁目（一番地に限る。）
久留米市	小頭町（一番地、二番地、八番地、九番地及び一一番地に限る。）、通町（二番地、三番地及び六番地に限る。）、日吉町（一番地から一五番地までに限る。）、本町（二番地に限る。）及び六ツ門町（一番地から一四番地まで及び一七番地から二二番地までに限る。）、
飯塚市	飯塚（一番から一三番までに限る。）、本町（一番から一二番までに限る。）及び吉原町（七番から一二番までに限る。）、

別表に次の一表を加える。

別表第六（第二十四条関係）

施設	児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。）のうち助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設	商業地域	商業地域以外の地域
		距離	
診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有しないものを除いたものをいう。）	病院（医療法第一条の五第一項に規定するものをいう。）	五十メートル	七十メートル
		三十メートル	五十メートル

（福岡県迷惑行為防止条例の一部改正）

第二条 福岡県迷惑行為防止条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

（福岡県青少年健全育成条例の一部改正）

第三条 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

（福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

第四条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は第二号」を削る。

第十二条第一号及び第二号中「日出時」を「午前六時」に改める。

別表第二北九州市の項中「黒崎一丁目から四丁目」を「黒崎一丁目から四丁目まで」に改め、同表久留米市の項中「二番地、三番地、五番地」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十八号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（風俗営業に関する手数料）」を付し、同条第一項第六号中「構造設備変更承認申請手数料」を「風俗営業構造設備変更承認申請手数料」に改め、同項第十二号から第十四号までを削り、同条第二項の表一の項中「及び次条」を「及び第三条」に、「この条から第四条まで」を「この条、第三条及び第四条」に、「次条第二項」を「第三条第二項」に改め、同表六の項中「構造設備変更承認申請手数料」を「風俗営業構造設備変更承認申請手数料」に改め、同表一〇の項中「次条第二項」を「第三条第二項」に改め、同表一二の項から一四の項までを削り、同条の次に次の二条を加える。

（性風俗関連特殊営業に関する手数料）

第二条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を届出又は申請のときに納付しなければならない。

- 一 風営適正化法第二十七条第四項（風営適正化法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三十一条の二第四項（風営適正化法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による風営適正化法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者 性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料
- 二 風営適正化法第二十七条第四項又は第三十一条の二第四項の規定による風営適正化法第二十七条第二項（風営適正化法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第二項（風営適正化法第三十一条の七第二

項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付を受けようとする者 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料

三 風営適正化法第二十七条第四項又は第三十一条の二第四項の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付を受けようとする者 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付申請手数料

2 前項の手数料の額は、次の表の上欄に掲げる手数料の種別ごとに同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

手数料の種別	区 分		手数料の額
	(一)	(二)	
一 性風俗関連特殊営業営業開始届出確認書交付手数料	(一) 風営適正化法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者の場合		一一、九〇〇円
	(二) 風営適正化法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの場合		三、四〇〇円と八、五〇〇円に受付所の数を乗じて得た額との合計額
二 性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	(一) 風営適正化法第二条第七項、第八項又は第十項の営業を営もうとする者(二)に掲げる者を除く)の場合		三、四〇〇円
	(二) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合		一、九〇〇円と八、五〇〇円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額
三 性風俗関連特殊営業届出確認書再交付申請手数料	(一)以外の場合		一、五〇〇円
			一、二〇〇円

(特定遊興飲食店営業許可申請手数料)

第二条の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)第二条の規定による改正後の風営適正化法第三

十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可(次項において「特定遊興飲食店営業許可」という。)を受けようとする者は、特定遊興飲食店営業許可申請手数料を申請のときに納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

手数料の種別	区 分		手数料の額
	(一)	(二)	
特定遊興飲食店営業許可申請手数料	(一) 三月以内の期間を限って営む営業		一四、〇〇〇円
	(二) に掲げる営業以外の営業		二四、〇〇〇円

備考 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が福岡県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ手数料の額の欄に定める額から八、〇〇〇円を減じた額とする。

第三条に見出しとして「(遊技機認定手数料)」を付する。

第四条に見出しとして「(型式検定手数料)」を付する。

第五条に見出しとして「(遊技機試験手数料)」を付する。

第六条に見出しとして「(型式試験手数料)」を付する。

第二条 福岡県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表一の項中「第七条」を「第八条」に改める。

第二条の三を次のように改める。

(特定遊興飲食店営業に関する手数料)

第二条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を申請のときに納付しなければならない。

一 風営適正化法第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可(以下この条において「特定遊興飲食店営業許可」という。)を受けようとする者 特定遊興飲食店営業許可申請手数料

二 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第五条第四項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料

三 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条第一項

- の規定による特定遊興飲食店営業の相続に係る承認（以下この条において「相続承認」という。）を受けようとする者 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
- 四 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条の第二項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認（以下この条において「法人合併承認」という。）を受けようとする者 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料
- 五 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第七条の第三項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認（以下この条において「法人分割承認」という。）を受けようとする者 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料
- 六 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第九条第一項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者 特定遊興飲食店営業構造設備変更承認申請手数料
- 七 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第九条第四項の規定による許可証の書換えを受けようとする者 特定遊興飲食店営業許可証書換申請手数料
- 八 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第十条の第二項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定（以下この条において「特例特定遊興飲食店営業者認定」という。）を受けようとする者 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
- 九 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第十条の第二項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付申請手数料
- 十 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第二十四条第六項の規定による営業所の管理者に対する講習を受けようとする者 特定遊興飲食店営業管理者講習受講手数料
- 2 前項の手数料の額は、次の表の上欄に掲げる手数料の種類ごとに同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

手数料の種類	区 分	手数料の額
一 特定遊興飲食店営業許可申請手数料	(一) 三月以内の期間を限って営む営業 (二) に掲げる営業以外の営業	一四、〇〇〇円 二四、〇〇〇円
二 特定遊興飲食店営業許可証再交付申請手数料		一、一〇〇円
三 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料		八、六〇〇円
四 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料		一、一〇〇円
五 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料		一、一〇〇円
六 特定遊興飲食店営業構造設備変更承認申請手数料		九、九〇〇円
七 特定遊興飲食店営業許可証書換申請手数料		一、四〇〇円
八 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料		一三、〇〇〇円
九 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付申請手数料		一、一〇〇円

一〇 特定遊興 飲食店営業管 理者講習受講 手数料	講習一時間につ いて六五〇円
------------------------------------	-------------------

備考

一 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が福岡県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ一の項の手数料の額の欄に定める額から八、〇〇〇円を減じた額とする。

二 風営適正化法第三十一条の二十三において準用する風営適正化法第四条第三項の規定が適用される営業所につき特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額は、それぞれ一の項の手数料の額の欄に定める額に六、八〇〇円を加算した額とする。

三 相続承認を受けようとする者が福岡県において同時に他の相続承認を受けようとする場合における当該他の相続承認に係る特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料の額は、それぞれ三の項の手数料の額の欄に定める額から四、八〇〇円を減じた額とする。

四 法人合併承認を受けようとする者が福岡県において同時に他の法人合併承認を受けようとする場合における当該他の法人合併承認に係る特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料の額は、それぞれ四の項の手数料の額の欄に定める額から七、七〇〇円を減じた額とする。

五 法人分割承認を受けようとする者が福岡県において同時に他の法人分割承認を受けようとする場合における当該他の法人分割承認に係る特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料の額は、それぞれ五の項の手数料の額の欄に定める額から七、七〇〇円を減じた額とする。

六 特例特定遊興飲食店営業業者認定を受けようとする者が福岡県において同時に他の特例特定遊興飲食店営業業者認定を受けようとする場合における当該他の特例特定遊興飲食店営業業者認定に係る特例特定遊興飲食店営業業者認定申請手数料の額は、それぞれ八の項の手数料の額の欄に定める額から三、〇〇〇円を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十八年三月二十三日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月二十三日から施行する。
- (福岡県領収証紙条例の一部改正)  
福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「第二条第一項」の下に「、第二条の二第一項、第二条の三第一

項」を加える。

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六十九号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)

第二条第九号に規定する自動車(法第三条に規定する小型特殊自動車を除く。以下単に「自動車」という。)の運転の練習に係る筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コース(道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二十四条に規定する技能試験を行うコースをいう。)(以下単に「技能試験コース」という。)の使用料に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第二条 自動車の運転の練習のため技能試験コースの使用に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けた者は、技能試験コースを使用するとき使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第三条 前条の使用料の額は、次の表の上欄に掲げる自動車の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

自動車の種類	使用料の額 (二台一時間につき)
大型自動車	二、七五〇円
中型自動車又は大型特殊自動車	二、一五〇円
普通自動車	一、八五〇円
大型自動二輪車又は普通自動二輪車	一、六〇〇円

備考

一 大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通

自動二輪車の区分は、法第三条の規定するところによる。

二 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下「牽引自動車」という。）であつて、法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車を牽引しているものの運転の練習に係る使用料の額は、自動車の種類にかかわらず、牽引自動車一台当たり技能試験コースの使用時間一時間につき二、七五〇円とする。

三 使用時間が一時間未満であるときは、一時間とし、使用時間が一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として算定する。

（使用料の還付）

**第四条** 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他使用料を納付した者の責めに帰することができない理由により技能試験コースを使用することができなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

**第五条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

**第六条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

2 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

三五 筑豊自動車運転転免許試験場技能試験コース使用料条例（平成二十七年福岡県条例第六十九号）第二条の使用料